

# 第90期

## 定時株主総会招集ご通知

開催  
日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

開催  
場所

リーガロイヤルホテル東京  
3階「ロイヤルホール」



VIA HOLDINGS INC.

### 目次

- ▶ 第90期定時株主総会招集ご通知 ..... 1
- ▶ 株主総会参考書類 ..... 5
- ▶ 事業報告 ..... 24
- ▶ 連結計算書類・計算書類 ..... 37
- ▶ 監査報告書 ..... 41
- ▶ 株主総会会場ご案内図 ..... 裏表紙

■ 株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際にはご確認くださいませようお願いします。

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード：7918

# ■ 招集ご通知

2026年6月5日

証券コード：7918

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

代表取締役社長 **楠元 健一郎**

## 第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィア・ホールディングス」又は、「コード」に当社証券コード「7918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）により、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号  
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第90期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に交付する書面には記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・連結株主資本等変動計算書・連結計算書類の連結注記表・株主資本等変動計算書・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載させていただきます。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、又は議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

### 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 郵 送



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権  
行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで

#### インターネット

▶ 詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

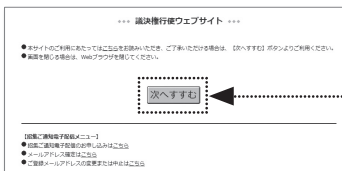
議決権  
行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時行使分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

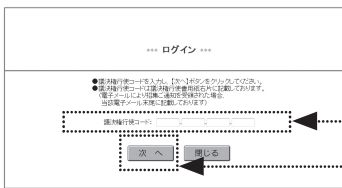


左記QRコードからのアクセスも可能です。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
又は検索サイトで  
**議決権行使 みずほ** **検索**  
で検索。

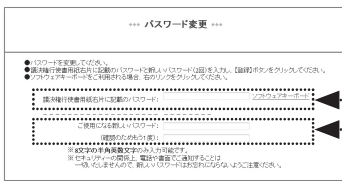
「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

## 2 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。  
※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

## 3 パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主様をご使用になるパスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

## ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524

受付時間  
午前9時～午後9時（年末年始を除く）

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、収益構造改革を推進し、外部環境に左右されにくい安定的かつ持続的な収益体質への転換を図っております。こうした取組みを着実に推進していくためには、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定と実効性の高いガバナンス体制を構築することが重要であると認識しております。このため、当社は監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条～第11条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> 第5条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(C種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。)に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③ (条文省略)</p>	<p>(C種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第39条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。)に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(C種期中優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の4～第11条の10(条文省略)</p>	<p>(C種期中優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第39条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の4～第11条の10(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(D種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先配当金として、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③（条文省略）</p>	<p>(D種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当社は、第39条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先配当金として、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(D種期中優先配当金)</p> <p>第11条の12 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の13～第11条の19（条文省略）</p>	<p>(D種期中優先配当金)</p> <p>第11条の12 当社は、第39条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の13～第11条の19（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(E種優先配当金)</p> <p>第11条の20 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先株式登録質権者」といい、E種優先株主と併せて「E種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先配当金として、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「E種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の21に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③（条文省略）</p>	<p>(E種優先配当金)</p> <p>第11条の20 当社は、第39条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先株式登録質権者」といい、E種優先株主と併せて「E種優先株主等」という。）に対し、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先配当金として、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「E種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の21に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>②、③（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(E種期中優先配当金)</p> <p>第11条の21 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の22～第17条の2(条文省略)</p> <p>第4章 取締役</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②、③(条文省略)</p>	<p>(E種期中優先配当金)</p> <p>第11条の21 当社は、第39条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>第11条の22～第17条の2(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②、③(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>② 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>③ 前二項の招集は、各取締役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>④ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を得ないで取締役会を招集することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第6章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p>	(削除)
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>③ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p>	(常勤監査等委員)
<p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(監査等委員会の招集通知)
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。(以下条文省略)</u></p>	第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発する。(以下現行どおり)</u>
<p>(新設)</p>	② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を得ないで監査等委員会を招集することができる。</u>
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	(監査等委員会の決議の方法)
<p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</u></p>	第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席してその過半数をもって行う。</u>
<p>(監査役会規則)</p>	(監査等委員会規則)
<p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削除)
<p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条（条文省略） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第41条（条文省略）</p> <p>第8章 計算</p> <p>第42条～第44条（条文省略） （新設） （新設）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条（現行どおり） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第37条（現行どおり）</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第40条（現行どおり） （附則） （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>1 令和8年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第1項の定めによる。</p> <p>2 令和8年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めによる。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものです。候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任 くすもと けんいちろう 楠元 健一郎	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任 いしおか けんおう 石岡 健生	取締役兼専務執行役員 事業推進本部長	100% (14回/14回)
3	再任 せきかわ しゅうへい 関川 周平	取締役兼常務執行役員 コーポレート企画本部長	100% (14回/14回)
4	再任 たかはし やすただ 高橋 康忠	社外取締役	100% (14回/14回)

1	くすもと けんいちろう 楠元 健一郎 (1964年11月20日生 61歳)	再任
---	--	----

- 当社における地位、担当：代表取締役社長
- 所有する当社株式の数：普通株式 28,164株
- 略歴

1988年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入社  
 2002年7月 同行新宿新都心支店 次長  
 2003年7月 同行東京融資第三部 審査役  
 2009年2月 同行審査部企業金融室グループリーダー  
 2012年10月 当社へ業務出向 執行役員 財務政策担当部長兼社長室長  
 2014年4月 りそな銀行東京営業第六部長 兼コーポレートビジネス部企業ファイナンス室長  
 2017年4月 当社入社 常務執行役員 社長室長  
 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員  
 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）  
 2022年4月 株式会社紅とん 代表取締役社長（現任）  
 以降、当社グループ全子会社の代表取締役社長を兼務

### ■ 取締役候補者とした理由

楠元健一郎氏は、金融機関における企業再生の経験を有し、事業再生ADRの成立から再成長へと当社グループの経営を担ってきた実績を有しております。また、次世代への構造改革として「ワンカンパニー化」を推進するなど、経営基盤の強化に取り組んでおります。これらの経験と実績を踏まえ、当社グループの持続的成長及び企業価値向上に資する経営を期待し、引き続き候補者といたしました。

2

いし おか けん おう  
石岡 健生

(1972年5月28日生 54歳)

再任

■ 当社における地位、担当：取締役兼専務執行役員 事業推進本部長

■ 所有する当社株式の数：普通株式 14,715株

■ 略歴

1991年 12月 アイク株式会社入社  
1999年 4月 ディックファイナンス株式会社（現 CFJ合同会社）入社  
2009年 3月 株式会社紅とん入社  
2010年 7月 同社企画本部マネジャー  
2015年 3月 株式会社扇屋コーポレーション（現 株式会社扇屋東日本）企画本部マネジャー  
2017年 4月 同社執行役員 経営管理本部長  
2018年 6月 同社取締役兼執行役員 経営管理本部長  
2020年 5月 株式会社紅とん 代表取締役社長  
2021年 4月 当社取締役兼執行役員 事業推進室長  
2023年 6月 当社取締役兼専務執行役員 事業推進室長  
2024年 4月 当社取締役兼専務執行役員 事業推進本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

石岡健生氏は、当社子会社における営業及び経営管理の経験に加え、子会社の代表取締役として事業運営を担ってきた実績を有しております。また、次世代に向けた構造改革として推進する「ワンカンパニー化」においては、経営と執行の分離のもと、執行部門を統括する役割を担っております。これらの経験と実績を踏まえ、事業推進及び収益構造改善の推進を期待し、引き続き候補者としていたしました。

3

せき かわ しゅう へい  
関川 周平

(1980年5月6日生 46歳)

再任

■ 当社における地位、担当：取締役兼専務執行役員 コーポレート企画本部長

■ 所有する当社株式の数：普通株式 14,695株

■ 略歴

2005年 7月 当社入社  
2017年 4月 当社企画副本部長  
2018年 10月 当社執行役員 企画副本部長  
2019年 4月 当社執行役員 企画部長  
2021年 4月 当社執行役員 コーポレート企画室長  
2021年 6月 株式会社フードリーム 代表取締役社長  
2023年 4月 当社執行役員 未来推進室長  
2023年 6月 当社取締役兼執行役員 コーポレート企画室長  
2024年 4月 当社取締役兼専務執行役員 コーポレート企画本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

関川周平氏は、当社における経営管理部門の豊富な経験を有し、当社グループの事業及び経営課題に精通しております。これらの知見を活かし、経営基盤の強化及び企業価値向上への貢献を期待し、引き続き候補者としていたしました。

4

たか はし  
高橋やす ただ  
康忠

(1956年5月24日生 70歳)

再任

社外

独立

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：普通株式 2,000株
- 略歴

1974年4月 ユタカ設備工業株式会社入社  
 1978年9月 タニザワフーズ株式会社入社  
 1995年12月 有限会社ハイランド設立  
 2006年2月 株式会社物語コーポレーション入社 開発本部長  
 2006年5月 同社取締役 開発本部長  
 2011年9月 同社取締役・執行役員 F C支援室長  
 2015年2月 同社取締役・執行役員 F C事業推進本部長  
 2018年7月 同社取締役常務 店舗・立地開発本部長  
 2020年7月 同社常務執行役員 M&A担当  
 2023年4月 当社顧問  
 2024年6月 当社社外取締役（現任）

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高橋康忠氏は、外食企業における経営経験を通じ、事業モデルや人的資本経営に関する豊富な知見を有しております。これらの経験を活かし、当社の経営全般に対する監督及び助言を期待し、引き続き候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注)

1. 当社との特別の利害関係  
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
  - ・候補者のうち、高橋康忠氏は社外取締役候補者であります。
  - ・当社は高橋康忠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は法令の定める最低責任限度額としております。再任又は選任が承認された場合、当該契約を継続又は締結する予定です。
4. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が職務執行に関し負担する損害等を補填しております。各候補者は就任後、当該保険の被保険者となる予定です。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。候補者は次のとおりです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	新任 ふるかわ のりあつ 古川 徳厚	社外取締役	100% (6回/6回)
2	新任 かりや ゆういち 仮屋 裕一	社外取締役	100% (6回/6回)
3	新任 えだ しん 枝 伸	—	—

(注) 1. 枝伸氏は本総会において新たに選任予定であるため、当事業年度における取締役会出席実績はありません。

2. 古川徳厚氏および仮屋裕一氏の取締役会出席状況は、社外取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

1	ふる かわ のり あつ 古川 徳厚	(1981年5月1日生 45歳)	新任	社外
---	----------------------	------------------	----	----

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：普通株式 0株
- 重要な兼職の状況：グロースパートナーズ株式会社 代表取締役
- 略歴

2007年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社  
 2010年 7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社  
 2014年 12月 株式会社ピクセラ 社外取締役  
 2018年 1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 取締役  
 2019年 10月 株式会社ひらまつ 社外取締役  
 2020年 3月 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役  
 2022年 9月 グロースパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）  
 2024年 5月 株式会社タカキュー 社外取締役（現任）  
 その他複数社において社外取締役を歴任（現任を含む）  
 2025年 9月 当社社外取締役（現任）

### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

古川徳厚氏は、コンサルティング及びプライベートエクイティファンドにおける経験を通じ、M&Aや事業成長戦略に関する高度な知見を有しております。当該知見を活かし、経営監督及び中長期的な企業価値向上への助言を期待し、候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって0年9か月となります。

2

かり や ゆう いち  
仮屋 裕一

(1995年10月14日生 30歳)

新任

社外

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：普通株式 0株
- 略歴

2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行入行  
2020年 10月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社出向  
2024年 1月 アクセンチュア株式会社入社  
2025年 5月 グロースパートナーズ株式会社入社  
2025年 6月 株式会社TORICO 社外取締役  
2025年 9月 当社社外取締役（現任）

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

仮屋裕一氏は、金融機関およびコンサルティング会社での経験を通じ、財務戦略および市場分析に関する知見を有しております。同氏は会社経営に直接関与した経験はありませんが、これらの経験を通じて培われた専門的な知見を活かし、財務・資本政策の観点から経営監督に資する助言を期待し、候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって0年9か月となります。

3

えだ しん  
枝 伸

(1964年11月16日生 61歳)

新任

社外

- 所有する当社株式の数：普通株式 0株
- 重要な兼職の状況：アサヒビール株式会社 常勤監査役
- 略歴

1988年 3月 アサヒビール株式会社入社  
2006年 9月 同社宣伝部 部長  
2013年 9月 同社マーケティング第一部 部長  
2019年 9月 同社四国統括本部 本部長  
2021年 3月 同社北海道統括本部 本部長  
2023年 3月 同社首都圏広域統括本部 執行役員本部長  
2024年 3月 同社量販本部 執行役員本部長  
2026年 4月 同社常勤監査役（現任）

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

枝伸氏は、アサヒビールグループにおける部門長及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に対する監督及び助言を期待し、候補者としていたしました。

(注)

- 当社との特別の利害関係  
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 社外取締役候補者に関する事項  
候補者のうち、古川徳厚氏、仮屋裕一氏、枝伸氏は社外取締役候補者であります。
- 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は法令の定める最低責任限度額としております。各候補者の選任が承認された場合、当該契約を締結又は継続する予定です。
- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が職務執行に関し負担する損害等を補填しております。各候補者は就任後、当該保険の被保険者となる予定です。

(参考)

本総会において第2号議案、第3号議案を原案どおり承認いただいた場合の取締役候補者が有する知識・経験・能力等の専門性は以下のとおりです。

氏名	企業経営	マーケティング 店舗開発	人事・労務	製造・品質 管理	財務会計	法務 コンプライアンス リスク管理	IT・技術	業界の知見	サステナ ビリティ
楠元 健一郎 代表取締役 社長	●	●			●	●	●	●	●
石岡 健生 取締役兼 専務執行役員	●	●		●			●	●	
関川 周平 取締役兼 常務執行役員	●		●		●				●
高橋 康忠 社外取締役	●	●	●	●				●	
古川 徳厚 社外取締役 (監査等委員)	●				●			●	
仮屋 裕一 社外取締役 (監査等委員)					●	●			
枝 伸 社外取締役 (監査等委員)	●	●						●	

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用分給与は含まないものとし、うち社外取締役は年額30百万円以内とする。）とご承認いただき今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

移行に伴い、コーポレート・ガバナンス体制が強化される一方で、業務執行に係る権限及び責任が少数の取締役に集中し、その職責は重くなることが想定されております。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高めるべく、引き続き年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとし、社外取締役は年額30百万円以内といたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後の動向等を勘案しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

## 1 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に一定の回復傾向が見られる一方で、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、物価上昇に伴う節約志向の継続などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、一部地域においてインバウンド需要の回復が見られるものの、緊迫する国際情勢や地政学リスクを背景とした物流コストの上昇など、需要の回復には地域差が生じており、加えて深刻な人手不足や各種コスト負担の上昇など、厳しい経営環境が継続しております。

特に、日本の生産労働人口の減少が加速し始めたことにより、人件費の高騰のみならず、働き方や労働環境、採用環境が大きく変化しており、また一方、気候変動や不安定な国際情勢がもたらす農産物等の我が国の国内生産、供給体制にも大きな変化が生じ始めているなど、経営環境は新たな時代に突入しております。

このような環境の下、当社は中期経営戦略『未来計画Next』に基づき、「収益構造モデルの再設計&移行」「業態モデルの再定義」「人財総活躍モデルの進化」の3つの重点戦略を軸に、収益基盤の強化と成長戦略を両立する「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、メニュー改定及び構成の見直しによるお客様一人あたりの付加価値向上や原価管理の徹底に加え、DXの活用や新たな店舗機材の導入によるオペレーションの再設計を進め、F・L構造（原価と人件費を中心とした生産性構造）の改革を進めるとともに、「紅とん」における新モデル店舗の出店や「扇屋」における本質回帰の取組み強化、「パステル」の業態モデル再定義など、業態ごとの収益性向上に向けた取組みを進めてまいりました。また、人的資本への投資についても、社員給与のベースアップや教育研修制度、「学びと実践を習得する機会」の拡充、多様な人材が活躍できる組織づくりなど、「社員を豊かに幸せに出来る会社」を目指した取組みも継続しております。

財務面においては、2025年10月にグロースパートナーズ(株)へのE種優先株式割当により15億円の資本増強を行い、配当率の高いC種優先株式を一部償還するなど、財務基盤の安定化に努めてまいりました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度においては、売上高は前年同期比で増収となりました。一方で、マーケット変化への対応の遅れ等により、既存店の客数前年比が98.2%にとどまることとなりました。また、原材料費や物流費の高騰、最低賃金引上げに伴う人件費の増加に加え、物流構造改革に伴う初期的なコスト負担等により、営業損失は68百万円となり、前年同期比で267百万円の減益となりました。

このような状況を踏まえ、当社グループは第4四半期において、構造改革を加速するための経営基盤の見直しに着手いたしました。具体的には、本社機能を含むコスト構造及び収益管理体制の見直しを進めるとともに、既存事業の収益力強化に向けた施策の実行を推進しております。これらの取組みの効果もあり、第4四半期（3カ月）の営業利益は、前年同期比約70百万円の改善となり、営業利益が黒字化するなど、収益改善が着実に進展しております。加えて、本社機能と事業子会社本部の一元化、いわゆる「ワンカンパニー化」による組織のスリム化も進めており、これにより2026年4月以降に更なる経営資源の最適配分、情報資産の管理及び活用の高度化、迅速な意思決定の実現を図ってまいります。

これらの取組みは、単なる機関設計の変更にとどまるものではなく、構造改革を確実に実行するための経営基盤の再構築と位置づけており、さらには客数対策を適宜追加していくことで、外部環境の変化に耐えうる収益体質の構築を進めてまいります。

店舗数については、開店が2店舗、閉店が20店舗（うち、FC4店舗）となり、当期末の店舗数は、287店舗（うち、FC25店舗）となりました。

また、上記店舗の閉店と減損会計の適用により、減損損失189百万円等の特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は17,405百万円（前年同期比0.2%増）、営業損失は68百万円（前連結会計年度は営業利益198百万円）、経常損失は157百万円（前連結会計年度は経常利益122百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は512百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失19百万円）となりました。

## ② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下のとおりであります。なお、会社ごとの売上高は、連結取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

### (a) (株)扇屋東日本、(株)扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」において、主力商品の品質向上及び接客力の底上げに継続して取組むとともに、収益構造モデルの再設計の一環として、既存店舗のリニューアルによる増席等を通じた収益力の向上を推進してまいりました。また、名古屋本店においては新モデルの設計及び検証を進め、当初計画との差異を踏まえた見直しを行いながら、収益性の向上に向けたモデルの精緻化を継続しております。さらに、DXの活用や新たな店舗機材の導入を通じて店舗オペレーションの再設計を進めるなど、生産性向上に向けた取組みを推進しております。

(株)扇屋東日本と(株)扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は8,569百万円（前年同期比1.7%増）、当期において閉店14店舗（うちFC3店舗）となり、期末店舗数は177店舗（うちFC25店舗）となりました。

### (b) (株)フードリーム

商業施設内業態を中心に、「パステル」「パステルイタリアーナ」「カプチーナ」「ステーキハウス松木」「鶴亀堂」など様々なブランドを展開する(株)フードリームにおいては、収益性の改善に向け、高付加価値商品の導入やサービス品質の向上に取組むとともに、業態モデルの再定義を推進しております。また、新概念店舗の展開を通じて顧客体験価値の向上及び新たな顧客層の開拓を進めるなど、ブランドの再構築に向けた取組みを推進しております。一方で、原材料費及び物流費の高騰等の影響を受け、収益面では厳しい状況が継続しているものの、商品構成や価格設計を含めた抜本的な見直しを進めております。

(株)フードリームの当連結会計年度の売上高は5,061百万円（前年同期比2.4%減）、当期において閉店1店舗となり、期末店舗数は69店舗であります。

(c) ㈱一丁

刺身居酒屋「魚や一丁」においては、事業の再成長に向けた基盤整備として、メニュー改定及び商品構成の見直しを進めるとともに、価格と提供価値の最適化に取り組んでまいりました。具体的には、顧客ニーズや提供価値に応じた価格設定の見直しを進めることで、お客様一人あたりの付加価値向上を図り、その結果として収益性の改善につなげております。これらの取り組みにより、原価率の改善が進展するなど、収益構造の見直しに一定の成果が見られております。

㈱一丁の当連結会計年度の売上高は595百万円（前年同期比1.5%増）、当期において閉店1店舗（うちFC1店舗）となり、期末店舗数は4店舗であります。

(d) ㈱一源

地域密着型の総合居酒屋「いちげん」を展開する㈱一源において、業態モデルの確立に向けた取り組みとして、リニューアルを通じた店舗モデルの再構築を進めてまいりました。これにより、標準化されたオペレーションと地域ニーズへの適応を両立する収益モデルの確立を目指しております。

㈱一源の当連結会計年度の売上高は1,093百万円（前年同期比6.1%減）、当期において閉店が1店舗となり、期末店舗数は9店舗となりました。

(e) ㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」を展開する㈱紅とんにおいては、業態の収益性向上及び今後の出店拡大に向け、商品開発やオペレーションの高度化に取り組んでまいりました。

店舗展開においては、新モデル店舗として2025年10月に「紅とん飯田橋東口店」、同年12月に「紅とん新宿東口店」を出店し、都市型立地への対応を含めた新たな店舗モデルの確立に向けた検証を進めております。

㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は2,092百万円（前年同期比3.4%増）、当期において開店が2店舗、閉店3店舗となり、期末店舗数は28店舗となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は486百万円であります。その主な内容は外食サービス事業における新店及び店舗リニューアル等に伴うものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、E種優先株式と第28回新株予約権の発行により1,483百万円の資金調達を行っております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において営業損失及び当期純損失を計上したことを踏まえ、収益構造の抜本的な改革を最重要課題として位置づけています。こうした状況を受け、当社グループは第4四半期より、本社機能を含むコスト構造及び収益管理体制の見直しに着手するとともに、本社機能と事業子会社本部の一元化（ワンカンパニー化）を推進し、構造改革の実行体制を整備しております。

### ① 収益基盤の強化と成長に向けた取組み

これからの労働人口減少の中で持続的な成長を実現するため、新たな経営戦略「未来計画Next」を推進してまいります。具体的には、原材料価格や物流費の高騰に対応するため、DXの活用や新たな店舗機材の導入による店舗オペレーションの再設計を行い、生産性の高い高収益モデルへの転換を図ります。また、本社機能と事業子会社本部の一元化（ワンカンパニー化）を完遂させることで、迅速な意思決定と経営資源の最適配分を実現し、今後いかなる外部環境の変化にも耐えうる強固な収益体質を構築してまいります。

### ② 多様な人財の確保と育成、新たな働き方の推進

「社員を豊かに幸せに出来る会社」という経営理念のもと、労働人口の減少という社会構造の変化に対応した組織づくりを推進します。また、人的資本投資を適切に行いながら、従業員のリスクリングによる労働生産性の向上を図るとともに、公平な評価と成長機会の提供、多様な働き方の支援を強化することで、従業員エンゲージメントを高め、組織全体の活性化を目指します。

### ③ 食の安全・安心の追求とサステナビリティへの貢献

事業の根幹として品質・衛生管理体制を一層強化いたします。近年の異常気象や不安定な国際情勢を踏まえ、食材の安定確保と安全性の徹底に努めるとともに、持続可能な調達や食品ロスの削減といった外食産業ならではの取組みを通じて、社会的責任を果たしてまいります。

### ④ 財務基盤の強化

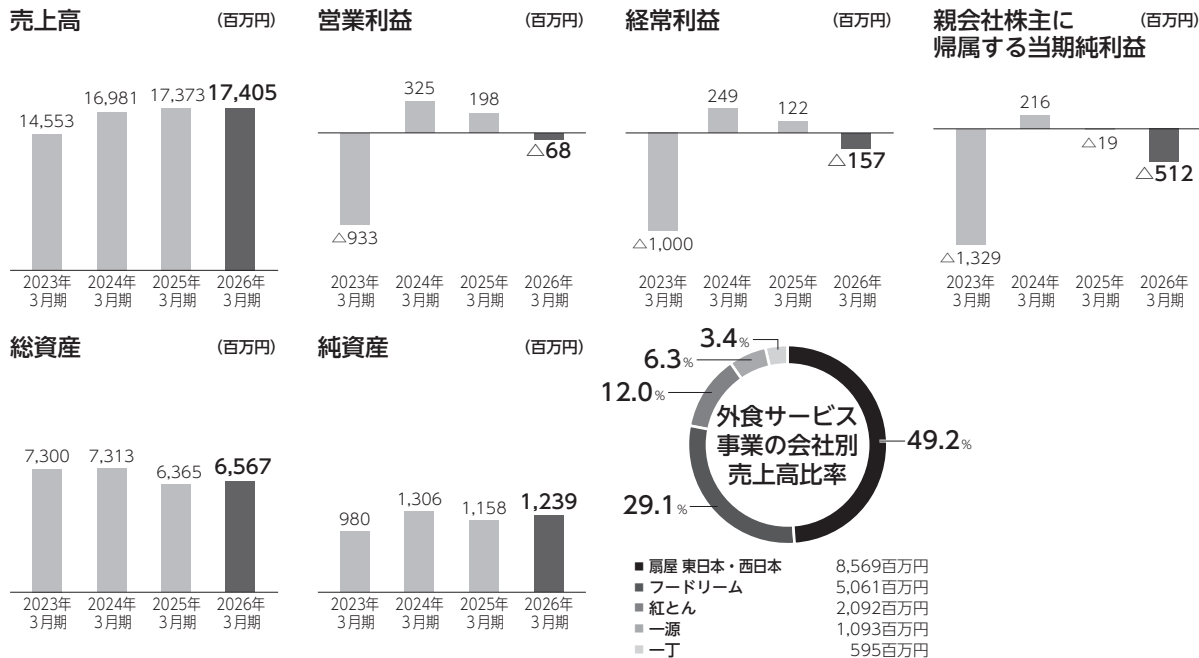
収益性の向上と効率的なコスト管理の精度をより向上させ、将来の再成長に向けた投資や株主還元を可能にする安定的な基盤を構築します。資本増強による財務基盤の安定化に努めつつ、成長投資を確実に実行することで、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

### 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第87期 2023年3月期	第88期 2024年3月期	第89期 2025年3月期	第90期 当連結会計年度 2026年3月期
売上高	(百万円)	14,553	16,981	17,373	17,405
経常利益	(百万円)	△1,000	249	122	△157
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△1,329	216	△19	△512
1株当たり当期純利益	(円)	△37.05	5.15	△0.44	△11.23
総資産	(百万円)	7,300	7,313	6,365	6,567
純資産	(百万円)	980	1,306	1,158	1,239
1株当たり純資産額	(円)	△120.19	△83.53	△79.85	△96.56

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産については、種類株主からの払込金額及び当該株主に係る優先配当予定額を控除して計算しているため、マイナスとなっております。  
 3. 第89期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を適用しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一源	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

### ③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社扇屋西日本	東京都新宿区早稲田鶴巻町519	1,232百万円	4,885百万円

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

外食サービス事業：焼き居酒屋「備長扇屋」、「やきとりの扇屋」、パスタ&デザート「パステル」、「パステルイタリアーナ」、洋食レストラン「オープン亭」、「ステーキハウス松木」、中華レストラン「双喜亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

## (8) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

本 社	東京都新宿区
-----	--------

## (9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
383 (1,324) 名	3 (△35) 名

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、準社員)は1日8時間換算による当連結会計年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36 (1) 名	1 (△1) 名	48.6歳	14.3年

(注) 使用人数は就業人員(当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、準社員)は1日8時間換算による当事業年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	661百万円
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	500百万円

(注) 借入金残高が500百万円以上の金融機関を記載しております。

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	160,000,000株
	C種優先株式	1,500株
	D種優先株式	4,500株
	E種優先株式	1,500株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	45,628,213株 (自己株式2,530株含む)
	C種優先株式	1,500株 (自己株式750株含む)
	D種優先株式	4,500株 (自己株式1,330株含む)
	E種優先株式	1,500株
(3) 株主数	普通株式	73,528名
	C種優先株式	2名
	D種優先株式	3名
	E種優先株式	1名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名		持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	普通株式	3,192千株	6.99%
横川 てるよ	普通株式	2,146千株	4.70%
横川 紀夫	普通株式	1,973千株	4.32%
横川 竟	普通株式	900千株	1.97%
大関株式会社	普通株式	615千株	1.34%
株式会社ウェルカム	普通株式	600千株	1.31%
実井 俊介	普通株式	600千株	1.31%
今井 辰男	普通株式	521千株	1.14%
株式会社横浜銀行	普通株式	438千株	0.96%
株式会社W&E	普通株式	428千株	0.93%

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (普通株式) 2,530株、自己株式 (C種優先株式) 750株、自己株式 (D種優先株式) 1,330株を控除して計算しております。

## 2. 会社役員の状況 (2026年3月31日現在)

### (1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	楠元 健一郎	
取締役兼専務執行役員 事業推進本部長	石岡 健生	
取締役兼常務執行役員 コーポレート企画本部長	関川 周平	
取締役	横川 正紀	(株)ウェルカム代表取締役 (株)ディーンアンドデルーカカフェジャパン代表取締役
社外取締役	高田 弘明	暁総合法律事務所所長
社外取締役	北島 亜紀	あおい会社社代表税理士 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス監事
社外取締役	高橋 康忠	
社外取締役	古川 徳厚	グロースパートナーズ株式会社代表取締役
社外取締役	仮屋 裕一	
常勤監査役	大島 政靖	
社外監査役	湯山 朋典	湯山公認会計士・税理士事務所代表 チャンネルコーポレイトマネジメント(株)代表取締役社長
社外監査役	松隈 健児	

- (注) 1. 取締役のうち、高田弘明氏、北島亜紀氏、高橋康忠氏、古川徳厚氏、仮屋裕一氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、湯山朋典氏及び松隈健児氏は社外監査役であります。
3. 取締役 北島亜紀氏及び監査役 湯山朋典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 当社は、以下の兼職先との間で取引関係があります。
- (1) 暁総合法律事務所 (顧問契約)
  - (2) グロースパートナーズ株式会社 (業務委託契約)
  - (3) 湯山公認会計士・税理士事務所 (会計顧問契約)
5. 上記以外の兼職先との間に重要な関係はありません。
6. 監査役 湯山朋典氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外取締役 井上晴孝氏は、2025年9月30日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職の状況は、井上・桜井法律事務所所長であり、兼職先との間に特別の重要な関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定は、透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、現金にて支給されます。

業績連動報酬は、公表する業績予想の連結営業利益の達成状況を基礎として、株主への配当、従業員の賞与水準などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

これにより当社取締役の利益水準に対する意識を高め、役員報酬と当社の業績及び株式価値との関連性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、決定方針は、指名・報酬諮問委員会に対する諮問を経て、取締役会が決定しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬の決定は、その審議の透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を行った上で、取締役会は指名・報酬諮問委員会の審議内容を尊重して取締役の報酬を決定していることから、その内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	63,700千円	63,700千円	—	10名
監査役	11,051千円	11,051千円	—	3名
合計 (うち社外役員)	74,751千円 (19,001千円)	74,751千円 (19,001千円)	—	13名 (8名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとし、うち社外取締役分は年額30百万円以内とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 上記人数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況等

氏名	地位	主な活動状況
高田 弘明	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会（14回中14回）に出席し、主に法務の専門的見地から、取締役会の意思決定に対する助言・監督を行っております。
井上 晴孝	社外取締役	2025年9月30日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任いたしました。在任期間中に開催された取締役会（8回中8回）に出席し、主に法務の専門的見地から、取締役会の意思決定に対する助言・監督を行っております。
北島 亜紀	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会（14回中14回）に出席し、主に税務・会計の専門的見地から、取締役会の意思決定に対する助言・監督を行っております。
高橋 康忠	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会（14回中14回）に出席し、外食事業における経営経験を踏まえ、事業運営及び人財開発の観点から助言・監督を行っております。
古川 徳厚	社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会（6回中6回）に出席し、投資及び経営戦略の観点から助言・監督を行っております。
仮屋 裕一	社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会（6回中6回）に出席し、財務及び市場分析の観点から助言・監督を行っております。
湯山 朋典	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、必要な指摘・監査を行っております。
松隈 健児	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、経営者及び監査役としての経験を踏まえ、必要な指摘・監査を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### **（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## ■ 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第90期 2026年3月期	科目	第90期 2026年3月期
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,936</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,598</b>
現金及び預金	935	買掛金	702
売掛金	676	一年内返済予定の長期借入金	1,627
原材料及び貯蔵品	139	未払金	267
未収入金	21	未払費用	522
その他	162	未払法人税等	66
<b>固定資産</b>	<b>4,607</b>	賞与引当金	77
有形固定資産	2,869	資産除去債務	86
建物及び構築物	1,850	店舗閉鎖損失引当金	13
機械装置及び運搬具	252	リース債務	63
工具、器具及び備品	143	その他	170
リース資産	257	<b>固定負債</b>	<b>1,728</b>
土地	365	長期借入金	728
無形固定資産	89	資産除去債務	685
その他	89	繰延税金負債	17
投資その他の資産	1,647	リース債務	227
投資有価証券	371	その他	70
敷金及び保証金	1,249	<b>負債合計</b>	<b>5,327</b>
繰延税金資産	1	純資産の部	
その他	25	<b>株主資本</b>	<b>1,227</b>
<b>繰延資産</b>	<b>24</b>	資本金	100
株式交付費	24	資本剰余金	2,801
		利益剰余金	△884
		自己株式	△789
		<b>新株予約権</b>	<b>12</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,567</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,239</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>6,567</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第90期 2026年3月期	
売上高		17,405
売上原価		5,892
売上総利益		11,512
販売費及び一般管理費		11,581
営業損失		68
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
受取賃貸料	11	
その他	5	24
営業外費用		
支払利息	99	
その他	13	112
経常損失		157
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	0	0
特別損失		
減損損失	189	
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	18	
店舗閉鎖損失	16	
その他	30	260
税金等調整前当期純損失		416
法人税、住民税及び事業税	60	
法人税等調整額	35	95
当期純損失		512
親会社株主に帰属する当期純損失		512

## ■ 計算書類

### 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第90期 2026年3月期
資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,092</b>
現金及び預金	713
売掛金	110
未収入金	74
関係会社短期貸付金	1,508
貸倒引当金	△1,337
その他	23
<b>固定資産</b>	<b>3,768</b>
有形固定資産	336
建物	14
工具器具備品	63
リース資産	257
無形固定資産	59
その他	59
投資その他の資産	3,372
投資有価証券	371
関係会社株式	1,279
関係会社長期貸付金	5,121
貸倒引当金	△3,422
繰延税金資産	5
その他	16
<b>繰延資産</b>	<b>24</b>
株式交付費	24
<b>資産合計</b>	<b>4,885</b>

科目	第90期 2026年3月期
負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>2,064</b>
一年内返済予定の長期借入金	1,627
賞与引当金	9
未払金	244
未払費用	29
未払法人税等	23
リース債務	63
その他	65
<b>固定負債</b>	<b>967</b>
長期借入金	728
リース債務	227
資産除去債務	10
<b>負債合計</b>	<b>3,031</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>1,841</b>
資本金	100
資本剰余金	2,801
資本準備金	25
その他資本剰余金	2,776
利益剰余金	△270
その他利益剰余金	△270
繰越利益剰余金	△270
自己株式	△789
<b>新株予約権</b>	<b>12</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,854</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,885</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第90期 2026年3月期	
売上高		1,203
売上総利益		1,203
販売費及び一般管理費		803
営業利益		400
営業外収益		
受取利息及び配当金	192	
その他	0	193
営業外費用		
支払利息	99	
その他	6	105
経常利益		487
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	358	
関係会社株式評価損	509	
固定資産除却損	6	874
税引前当期純損失		387
法人税、住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	11	152
当期純損失		539

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス  
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 藤井 幸雄

指定社員

業務執行社員

公認会計士 酒井 俊輔

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス  
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士 藤井 幸雄

業務執行社員

指定社員

公認会計士 酒井 俊輔

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	大島	政靖	㊟
社外監査役	湯山	朋典	㊟
社外監査役	松隈	健児	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図



会場

リーガロイヤルホテル東京  
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※シャトルバスの運行状況は  
ホテルにお問い合わせください。



リーガロイヤルホテル東京

交通のご案内

〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 東西線「早稲田駅」  
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」  
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より  
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)  
→早稲田下車
- ②乗り場 早大正門行き(学02系統)→早大正門下車

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と  
植物油インキを使用しています。